

民事訴訟のIT化に関する改正法案の国会提出を踏まえて（声明）

2022年4月18日 全司法労働組合

はじめに

3月8日、民事訴訟法等の一部を改正する法律案が、第208通常国会に提出された。法案は裁判手続のIT化・デジタル化を目的とするもので、オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達等を内容としている。

全司法は裁判手続IT化について、2018年の「裁判手続等のIT化検討会」（内閣官房）のとりまとめを受けて「今後推進されていくべきもの」との考え方を表明したが、その後、全世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の経験を経て、現場の実態としても、裁判部門におけるデジタル化の検討は必要不可欠なものになった。法案は、そうした検討を本格的に進める出発点になるものだと考える。

1. 利用しやすく信頼されるシステムが構築されること

IT化・デジタル化を進めるにあたっては、机上の議論ではなく、そこで用いられる技術によって何ができるのかを具体的に検討していく必要がある。改正案の内容を踏まえると、今後、裁判所が開発・導入するシステムが決定的に重要になる。裁判を利用する国民が積極的に使いたいと考えるシステムが構築されなければならないことは当然として、日々それを用いて業務にあたる職員にとっても使い勝手の良い、安心して使えるシステムが開発、導入されるよう強く求めるものである。

これまで、裁判所においても事務処理のための各種システムが導入されてきたが、必ずしもスムーズな導入が図られてきたとは言えない。昨年秋には、最高裁が肝いりで導入を進めてきた裁判事務支援システム（NAV I U S）の障害が発生したが、裁判手続のIT化が進むもとのシステム障害は、もともと同システムが現場の事務処理の実態を踏まえたものになっておらず「使い勝手が悪い」と不評だったこともあり、職員の不満と懸念を広げる結果となった。私たちは、そうした問題が発生した大きな原因として、そもそも予算の確保が不十分だったのではないかと考えている。

今回の法案を具体化するためのシステム開発にあたっては、裁判所が導入してきた各種システムの総括に基づくとともに、通信回線の抜本的な強化、セキュリティ対策や適切なデータのバックアップなど、システムを安全に運用するための予算も含めて十分に確保されなければならない。国の予算のわずか0.3%に過ぎない従来の裁判所予算の中でのやりくりするのではなく、三権の一つである司法分野に関わる国民的基盤を整備するものとして、国家的戦略の中で位置づけて十分な予算を確保して行うことが決定的に重要である。

2. IT・デジタル化を担う職員の人的態勢を確保すること

また、IT化・デジタル化を進めていくためには、新制度の導入や新たな運用の具体化を図ることはもとより、裁判手続に関する専門的知識を持った職員が利用者をサポートしながら進めていくことがきわめて重要であり、安定的な運用を確保し定着させるには、裁判所における人的態勢が必要不可欠である。

法案では弁護士等についてオンライン申立てを義務化しているが、IT機器の利用に関わっては、機器や通信環境がない等の事情から利用できない者とともに、様々な理由から、手続の全部あるいは一部についてIT利用を選択しない者が存在することも忘れてはならない。加えて、訴訟記録はすべて電子化されることから、当事者がIT機器を利用しない場合であっても、裁判所内部の事務処理においては全てデジタル化することになり、職員がそれを担う場面は小さくない。

「裁判」という重要な権利義務を扱い、プライバシーへの配慮の必要性も高く、国民にとって馴染みのない制度が対象になっていることを考えると、IT機器を用いない者へのサポートは、他の行政サービスと比較しても必要性が高く、憲法が定める「裁判を受ける権利の保障」として国が果たす責任には大きいものがある。特に裁判所はその中心となって役割を果たすことが必要であり、そのための人的・物的体制の整備が求められる。

3. 被害者等の「秘匿情報」の取扱いについて

法案には民事裁判のIT化の外に、被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度の創設も盛り込まれている。

現在、DVや虐待、女性に対する暴力、インターネット上での誹謗・中傷への対応等が社会問題となっていること、被害者保護のための法制度を充実させる必要があること、個人の尊厳やプライバシー保護をはじめとした人権保障が社会的な要請となっていること等を考えると、被害者の立場にある人たちが権利回復のために司法を積極的に活用できるようにするとともに、裁判手続による二次被害を防ぐことが最優先で求められている。

一方で、双方当事者が対立している裁判の過程で起きる課題であることを考えると、公平な裁判のためには相手方の手続保障も重要であり、そのバランスをとった制度としていく必要がある。

こうした「秘匿情報」の取扱いは、現在は裁判所の運用で行われており、現場の職員にとって非常に負担感が強い業務になっていることから、国民的な議論を経て根拠となる法規を整備することが重要である。あわせて、国会審議をはじめとして、社会的なコンセンサスが作られていくことを期待する。

最後に

今回の法改正は事務的なものが多いが、裁判の運用に与える影響は大きく、今後、民事訴訟以外にも波及することを考えると、その規模はかつての司法制度改革に匹敵する事業になることが考えられる。

また、今回の法改正の趣旨として「民事裁判を国民がより利用しやすいものとする」ことがあげられている。2000年代の司法制度改革から20年が経過したこの時期に、裁判手続の全面的なIT化がすすめられることを一つの契機として、改めて国民の裁判を受ける権利の拡充や利用しやすく分かりやすい裁判の実現に向けて、国民的な議論が行われることを期待する。

以上

(2022年度第2回全国書記長会議において確認)